LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

〒060-0810 札幌市北区北１０条西７丁目
北海道大学大学院文学研究科
新学術領域・法と人間科学　総括班
tel/fax：011-706-3912
email: lahs@let.hokudai.ac.jp
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2012 年 9 月発行

LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

NEWS LETTER

vol. 2
September, 2012

巻頭特集　公募班メンバーの紹介

●2012 年度第 1 回実務家研修レポート …2
● 連載 ヨーロッパ裁判視察記 1（全 2 回シリーズ） …3
●各班からのレポート（厳島班、櫻井班、指宿班） …4
●イベントレポート …5
●イベントカレンダーとお知らせ …6

巻頭特集　公募班メンバーの紹介

新学術領域研究「法と人間科学」では、計画研究と公募班が共同して研究を行います。昨年度、公募を行い、8つの研究課題が新しく採択されました。これらの研究班には平成24年度より2年間、「法と人間科学」のメンバーとして、新学術領域の基盤づくりに貢献していただきます。ここでは巻頭特集として、各公募班の代表者に研究概要を紹介して頂きました。

公募班の紹介

横浜市立大学
長谷川　真里

小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証

本研究は、小学校高学年を対象とした法教育の授業を企画し、その効果を検証し、成果を広く公開することを目的としています。発達心理学者、教育学者、教育者、弁護士の協同により、これまで複数の領域で独立して検討されてきた知見を融合し、真に子どもの発達に寄与する法教育を開発したいと考えています。本研究ではさらに、ホームページ作成やシンポジウム開催を通して、法教育の実践の議論の拡大を目指しています。

北海道大学
櫻井　義秀

カルト被害の救済と回復－レジリアンスの視角から

カルト問題は、オウム事件や統一教会の霊感商法を含めて広範に被害者が出ております。しかし、民事の損害賠償請求訴訟を除けば、脱会後の社会復帰に向けたカウンセリングやリハビリテーションの環境はまだまだ整ってはいません。本研究では、逆境を経験したサバイバーから「生き抜く智恵」「立ち上がる力」のヒントを学ぶアクションリサーチや研修会の実施を企 画します。私の専門は、宗教社会学、東アジアにおける比較宗教文化論を広くやっております。よろしくお願いします。

千葉大学
佐伯　昌彦

裁判員裁判における量刑審理・評議の在り方

裁判員制度の下では、選ばれた一般市民は、裁判官と評議をして、量刑について判断することが求められています。この研究課題では、裁判員裁判における量刑判断の在り方について、手続二分と裁判員に提示される過去の量刑傾向に関する情報の意義に焦点を絞って、心理学的な観点から研究していきます。これらの検討を通して、裁判員裁判における量刑審理や量刑評議の在り方について、実践的な提言を引き出せるように努めたいと考えています。

東京大学
唐沢　かおり

犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築

本研究課題は、犯罪被害者の方々について世間が持つイメージや「心の中（考えていることや感じていること）」に対する理解と、それらに対する被害者の反応を検討するものです。世間は必ずしも、被害者が望むような形での理解を示すわけではなく、それがストレスにつながる可能性も存在します。これまでに進めてきた心の推論や責任判断と対人行動との関連に関する知見を援用しながら、被害者自身が望む「被害者理解」の促進に貢献できる知見の産出を目指しています。

名古屋大学
石崎　千景

公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討

事件に関する情報の重み付けは、必ずしも情報ごとに独立して行われるとは限りません。ある情報が重視された結果、それ以外の情報については十分に関心を持って議論されなくなるということも起こりえます。情報の重み付けの偏りは、より適切な評議の実現を目指す上で考慮すべき問題だといえます。こうした問題を解消するための方法論を検討することで、より適切に評議が行われるためのガイドラインの提案につながる基盤的な知見を示したいと考えています。

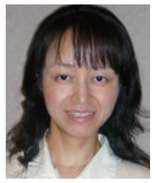

立命館大学
安田　裕子

ＤＶ被害母子支援の地域連携―福祉・心理と司法の融合に向けたアクションリサーチ

DV被害に遭った母子は、加害者による追跡や身内・友人への被害の拡大を恐れ、各地を転々としたり人とのつながりが築けずに、安心を得にくい状況にあるとい えるでしょう。安定した日常を得るには、社会でいかなる援助が受けられるかによります。本研究では、①現場支援者間、②現場支援者と弁護士といった異なる専門家間での、連携の実態と可能性についてインタビュー調査を行い、予防的な地域援助の土壌を肥やすことを目指します。

立命館大学
山崎　優子

検察審査員の判断を規定する要因および判断に至る心的プロセスについての実証的研究

検察審査会における“起訴相当”の議決に強制力が付与されたことで、検察が起訴を見送った事案であっても強制起訴されるケースがでてきました。しかしな がら、検察審査会における議決の妥当性をめぐっては、様々な観点から議論がなされているところです。本研究は、議決に至るまでの検察審査員の心的プロセスを明らかにし、検察審査会の議決の妥当性を評価し得る心理学モデルの構築を目指します。

四天王寺大学
田中　晶子

司法面接における子どもの語り：質問形式と応答の関係性について

本研究では、日本の子どもたちへ司法面接（子どもの目撃者・被害者に出来るだけ負担をかけず、正確な情報を話してもらうための面接法）による聴き取りを行うことにより、司法面接という場での大人と子どものコミュニケーションの特徴について検討します。特に、面接者の質問形式と子どもの応答との関係性や、子どもの語りの特徴を概観することにより、日本の子どもたちへの司法面接の効果を明らかにすることを目指します。

2012年度第1回実務家研修レポート
「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」

名古屋大学　唐沢　穣

市民社会の一員として誰もが身につけているべき（その権利も責任もある）ことがらの一つとして、法制度の基礎をなす概念に関するリテラシーと技能を、学校教育の中でどのようにして育てるか？これについて、法の実務者、現場に立つ教育者、そして心理学者という互いに異なる立場からアイディアを出し合いながら考えようというのが、今回の実務家研修の主な目的でした。「公平・不公平って何か？」「みんなで決めてよいこと、そうでないことは何か」について考えた結果、小学生たちが体得したことがら（梅田氏報告）、地域に娯楽施設が建設されるという設定で、業者と住民がどのように利害調整をはかり紛争解決するかを、ロールプレイ法によって理解しようとした中学校での取り組み（村松氏報告）など、豊富な具体例が提示され、法教育のあるべき姿について目からウロコが落ちる思いでした。また、日本の道徳教育の特徴が「徳目主義」と「心情主義」にあるという指摘や、それとは対照的に、具体的・批判的な法的思考方法を養おうとする教材の実例（吉岡氏報告）などは、道徳教育と法教育の共通点と相違点について示唆に富むものでした。さらに、ルールに関する理解の発達過程は、社会というものに関する理解の発達過程と位置づけることができ、発達心理学の広範な考察対象と密接に関連しているという総論的解説（外山氏報告）は、法教育に対する心理学からのアプローチが持つ意義を明らかにするものでした。平日にもかかわらず実務家の方々の参加もあり、企画の目的はおおむね達成できたと考えます。その一方、出席者アンケートの中には、「実務家研修」としてより相応しいプログラムや、さらに実践的な研修内容を求めるご意見がありました。開催時期などの問題とともに、今後の企画において考えるべき課題だと思います。企画者である私自身が多くのことを学ばせていただいたことについて、登壇者や出席者の皆さん、そして会場のお世話をしてくださった岡山大学の先生方に、心から感謝いたします。

実施概要　「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」

2012年6月1日（金）14：30～17：00
岡山大学 津島キャンパス　A34教室（一般教育棟A棟3階）

◆講師：　梅田比奈子（横浜市教育委員会 主任指導主事）、外山紀子（津田塾大学 教授）、村松剛（弁護士 横浜弁護士会所属）、吉岡昌紀（清泉女子大学 教授）

◆コーディネーター：　唐沢　穣（名古屋大学 教授）

ヨーロッパ裁判視察記１
～ストックホルム地方裁判所～

駿河台大学　原　聰

スウェーデン地方裁判所入口
（左：厳島教授　右：原教授）

2012 年 3 月 1 日から 10 日間、目撃証言研究班における研究の一環として、班の代表である日本大学教授厳島行雄氏と共に欧州裁判事情の視察を行った。訪問先はイギリス（サセックス警察）、ストックホルム地方裁判所、ローマ地方裁判所の３か所であった。サセックス警察における PEACE モデルの訓練に関しては、仲真紀子氏の報告があるので、ここでは他の 2 か所の地方裁判所において視察した裁判に関して２回に分けて報告する。

欧州裁判事情視察調査は、目撃証言研究班における、裁判手続先進国が多い欧州における目撃証言の取り扱いなどに関して実際的な視察を行うとの年度計画に沿って計画、実施された。しかし、目撃証言が問題となる裁判を選ぶこと、裁判事情に詳しく、かつ現地語で行われる尋問過程を同時通訳できるガイドであることなど、難しい条件であったが、今回はこれらが見事にクリアーされた。

ストックホルム地方裁判所視察においては、スウェーデンの弁護士でもあるホルムグレン永森氏が裁判所との調整と同時通訳を引き受けてくださった。

３月５日午前９時に、ノーベル賞で有名なストックホルム旧市庁舎から徒歩５分の場所にあるストックホルム地方裁判所に入る。この地方裁判所は、ストックホルム市内で発生した犯罪のみを審理するもので、築 100 年を超える歴史的建物。第 26 法廷で最前列の傍聴席に陣取ると、永森氏からイヤホーンを手渡され、小声で同時通訳する声を聞くことができた。事前に永森氏が交渉し、裁判所が配慮してくれたとのこと。外国人の傍聴に、このような便宜は、開かれた裁判所、国家であることを感じさせる。もちろん、法廷内は撮影、機器による録音録画は禁止だが、裁判所内は人を撮影しない限りにおいて撮影が許された。

第 26 法廷では 2 年前に起きた電化製品の窃盗被疑事件に関する審議。被告人は、いずれも 20 歳代のアラブ系男性 3 名だが、当日は 2 名のみが出頭。スウェーデンは参審制裁判であり、この裁判でも裁判長 1 名と 3 名の参審裁判官、さらに、検察官 1 名、被告弁護人各 1 名で審理（模式図を参照）。傍聴席は、木造の長椅子 4 列で、当日は、被告人の家族 5、6 名と友人たち 20 名程でほぼ満席。裁判官席は、検察官・弁護人・被告人席より 20cm 程高く、机は 50cm 程高かった。検察官・弁護人・被告人席は傍聴席と同じ高さで、幅 1m、高さ 1.2m程度の鉄柵だけで区切られている。初公判で、裁判長による人定質問、検察官による起訴状、冒頭陳述、被告人の罪状認否と型通り進む。罪状認否で 1 名は認め、他の 1 名は否認。その後、証人尋問に移り、1 名の被害者証言、2 名の目撃証言の尋問を実施。現場付近から被告人らを乗せたとするタクシー運転手の目撃証言では、盗品を入れていた紙袋の大きさや、色などの特徴に関して尋問。次に、同じく逃走場面を目撃したとする女性目撃者に対する尋問が予定されていたが、本人が定刻になっても現れない。裁判長が検察官、弁護人と相談し、事務官に証人の携帯電話に電話をかけるように指示し、携帯電話を通した証人尋問になる。音声はすべて公判廷内に流れる。私たちは、これに大変驚いたが、当の裁判長、参審裁判官は落ち着き払い、検察官も慣れた尋問を行い、弁護人も違和感なく質疑応答を行う。恐らく、これまでにも経験があるものと推察。後日、永森氏に電話証言に関する手続に関して質問したところ、「スウェーデン刑事訴訟法第５章第１０条」に「もし何らかの理由があれば、裁判官は、一方又はその他の者が電話又はヴィデオ等によって審理に参加する事を決定する事ができる」と規定されているとのこと。審理は 3 回の休憩をはさみ（休憩中は法廷が閉鎖され、全員法廷外に退出）、検察側は 2 人に実刑を求刑し、弁護人は情状酌量と完全無罪を主張し、次回 12 日を判決日と決め閉廷。

この裁判において、目撃証言に関する質問の全てが目撃時の記憶を確認するもので、いわゆる推定変数のみ。取調べ時の様子、質問、識別手続等（システム変数）に関しては全く質問されなかった。公判後、検察官にこの点を訊くと、国民性として民主的で公正感が強く警察官が強制・脅迫など行うことはない文化であり、適正手続きを実施していると自信たっぷり。警察署が識別手続のガイドラインを持ち、適切に運用されているとも。また、参審制裁判に関して、永森氏によれば、参審裁判官に高齢者が圧倒的に多いこと、政党による推薦者であることから一種の名誉職になっているなどの問題を抱えているとのこと。緊張感は漂っていたが、被告人質問において、検察官が向かいの席で座ったまま質問したり、弁護人が被告人を隣に座らせたままで尋問することなども含め、実際に視察しなくては知ることがなかったことばかりで、まさに百聞は一見に如かずの感を深めた。

ストックホルム地方裁判所 (左)
ストックホルム地方裁判所の内部（上）

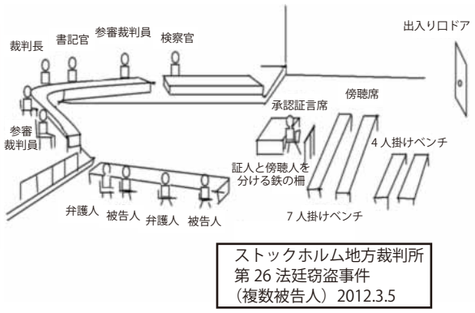

スウェーデン地方裁判所第 26 法廷模式図

各班からのレポート

光市事件の被告人の記憶特性についての鑑定書（2012 年作成・最高裁に提出）　厳島班　5月

光市事件における被告人は差し戻し審から、犯行の様態に関して詳細な供述を開始した。この供述内容が、被告人の体験記憶に基づいた想起であると心理学的に認めることができるかに関して、原聰（駿河台大学）と厳島行雄（日本大学）に鑑定が依頼された。鑑定人は、被告人の記憶特性および想起内容・形式に関する特性に注目し、ウエクスラー式記憶検査、デズニーの絵本による記憶検査（物語性の強い、非言語的な視覚対象の記憶検査）を実施した。

ウエクスラー式記憶検査ではほとんど平均的な記憶能力を示したものの、物語性のある絵本の記憶では、大学生を対照群として得た結果と比較すると、想起内容が詳細かつ豊富であること、さらに、被告人独特の想起形式（場面ごとの記憶、視覚的特性が豊富な想起）を有していることが明らかになった（保持期間は約 2 ヶ月）。さらに被告人の想起特性や記憶量の豊富さは 2 年後の再生でも維持されていた。

こうした分析から、被告人の差戻し審における供述が、被告人自身の体験記憶に基づくものである可能性が示唆された。鑑定書は想起についての供述分析的方法（原担当）と記憶能力についての実験的手法（厳島担当）とで構成されたものである。（文責　駿河台大学・原 聰、日本大学・厳島 行雄）

日本脱カルト協会公開講座を終えて　櫻井班　6月

6 月 30 日、岡山国際交流センターにおいて「大学でカルトに入った私たち」と題した公開講座を実施した。基調講演とカルト教団脱会者による体験発表・討議の二部構成で、大学関係者やカウンセラーへ参加を呼びかけた。キャンパスでは依然としてカルト団体による勧誘が行われ、近年はアレフ（オウム真理教が改称）が SNS を利用して勢力を拡張していると公安調査庁が報告している。カルト問題は深刻である。

日本脱カルト協会は 1995 年のオウム真理教による地下鉄サリン事件後に設立された。カルトの予防・被害救済を目的とした民間団体であり、会員は①研究・調査、②カウンセリング、③元信者・家族の三部会いずれかに参加し、カルト問題の解決を目指した実践活動に従事している。櫻井は 1996 年からこの活動に加わり、現代宗教研究のかたわら、大学におけるカルト予防ガイダンスやカルト問題を考える教養教育等に従事してきた。

この度の研究では、カルト脱会後、脱会者のレジリアンス（resilience）がどのように回復プロセスに影響を与えるのかをアクション・リサーチにより明らかにしようと計画している。既に、脱会者の心理的支援の経験がある臨床心理士からなる研究チームを作り、研究会を定期的に行う予定である。もう一つの計画がカルト予防や回復支援に関わる公開講座や研修会の実施であり、今年度は日本脱カルト協会公開講座に協賛し、100 名を超える参加者であった。（文責　北海道大学・櫻井 義秀）

「被疑者取り調べ録画研究会」を終えて　指宿班　7月

7 月 6 日に京都弁護士会館を会場として、「被疑者取調べ録画研究会」が開催された。この研究会は、2008 年 5 月にオーストラリアからジル・ハンター教授を招いて以来、今回で 11 回目の開催を迎えた。

「被疑者取調べ録画研究会」は、被疑者取調べ録音録画制度や、それに関連する刑事事件について、法学や心理学の研究者はもとより、弁護士などの法曹実務家、司法修習生、大学院生なども加わって、理論と実務の双方、及び心理学の観点から多角的に検討を加えることを目的とした研究会である。

今回は、大阪弁護士会の秋田真志弁護士を講師に迎え、「大阪東署事件と可視化問題」と題した研究会を行った。大阪東署事件とは、2010 年 9 月に遺失物横領事件についての任意の取調べに際し、取調官が怒鳴りつけながら自白を強要する様子が、取調べを受けた K さんの持ち込んだ IC レコーダーに録音され、その後、マスコミでも大きく取り上げられた事件である。秋田弁護士は K さんの弁護人を務めており、本事件の問題点を手がかりに、現在の取調べ可視化をめぐる問題状況を検討するため研究会を開催した次第である。

秋田弁護士からは、稚拙な取調べ技術やいわゆる「反省悔悟論」に基づく取調べが、本事件の背景にあるとの指摘がなされた他、研究会に参加した小坂井久弁護士 (大阪弁護士会) からは、現在進行中である警察・検察の取調べ改革の現状を踏まえた意見が表明されるなど、活発な議論が展開された。(文責　香川大学・吉井 匡)

イベントレポート

ロランス・ルテュルミー先生講演

3月

講演中のルテュルミー先生（右）、
通訳の白取先生（左）

さる３月５日、札幌法と心理研究会と新学術領域「法と人間科学」の共催による講演会「フランス刑事司法と医学鑑定」が開催された。講師は、フランス・ポワチエ大学講師ロランス・ルテュルミー氏で、同氏は刑事法学がご専門だが、犯罪心理学、法と精神医療分野でも実績のある研究者である。報告の要旨は以下のとおり。

フランスでは、刑事司法において精神鑑定が判決前と判決後のそれぞれにおいて活用されている。前者は、刑事被告人に対する行為者人格、責任能力などの精神鑑定、被害者に対する精神的損害の程度に関する鑑定、証人の「信用性」鑑定もあるが、これについては問題も多い。ウトゥロ事件では、子どもの証言の鑑定が問題にされた。判決後に関しては仮釈放の際の精神鑑定がある。司法の場で生じる困難さは、専門知識のない法律家にすぎない裁判官が、鑑定の出した結論を正しく評価できるかどうかにある。法的には、裁判官の自由心証にゆだねられることになっているが、非常に難しい問題である。（北海道大学・白取 祐司）

札幌法と心理研究会

2月

２月２日（木）北海道大学・法学部研究棟（403）にて開催
■ 題　目：**「PEACE モデルに見る情報収集アプローチ」**
■ 報告者：**仲 真紀子 先生**（北海道大学）
■ 内　容：被疑者取調べの問題、特に虚偽自白に関し、近年諸外国で行われている研究の成果を紹介し、真の自白と虚偽自白を見分ける被疑者面接法について考察した。その上で、英国で 1992 年より実施されている PEACE モデル（被疑者取調べにおける情報収集アプローチ）、およびそのトレーニングについて報告した。

4月

4 月 23 日 (月）北海道大学・人文社総合棟（W104) にて開催
■ 題　目：**「司法面接の成果と伝聞法則―刑事裁判における書証としての利用可能性」**
■ 報告者：**緑 大輔 先生**（北海道大学）
■ 内　容：幼児供述を記録した司法面接 DVD を、現行刑事訴訟法の枠内で証拠として法廷に顕出させることができる場合を、解釈論として 整理して示した。実質証拠として用いる場合には関連性の問題、伝聞例外の諸規定の要件の充足可能性の問題が生じること、裁判所の証拠採否裁量との関係でも検討を要することを指摘した。

5月

５月１６日（水）北海道大学・人文社総合棟（W408) にて開催
■ 題　目：**「裁判員の意識の変容と裁判員制度―2004 年調査と 2010 年調査との比較検討―」**岡田先生（南山大学）、仲先生（北海道大学）、藤田先生（関西大学）
■ 報告者：**岡田 悦典 先生**（南山大学）
■ 内　容：2004 年に行った裁判員制度の意識調査につき、施行後の 2010 年にも同様の調査を行った。本報告は、その調査のあらましを報告するとともに、その具体的な相違を明らかにし、裁判員制度の今後の課題を展望した。

6月

６月２７日（水）北海道大学・人文社総合棟（W401) にて開催
■ 題　目：**「日本における被疑者の取調べをめぐる法心理学的問題 ～スキーマ・アプローチの視点から」**
■ 報告者：**高木 光太郎 先生**（青山学院 大学）
■ 内　容：足利事件などいくつかの取調べの事例をデータとして、日本における被疑者取調べがもつコミュニ ケーション上の諸特徴と問題点について、報告者らが提唱するスキーマ・アプローチの視点から検討した。

イベントカレンダーとお知らせ

２０１２

９月８～９日	日本犯罪心理学会 第 50 回大会 [大正大学]
９月１１～１３日	日本心理学会 第 76 回大会 [専修大学]
９月１４日	第 2 回実務家研修 [専修大学]
１０月１９日	新学術領域研究「法と人間科学」H24 年度 第 2 回全体会議 [青山学院大学]
１０月１９日	新学術領域研究「法と人間科学」領域内シンポジウム [青山学院大学]
１０月２０～２１日	法と心理学会 第 13 回心理学会 [武蔵野美術大学]
１０月２７～２８日	日本犯罪社会学会 第 39 回大会 [一橋大学]
１２月８日	法と精神医療学会 第 28 回大会 [慶應義塾大学]

２０１３

１月１２日	新学術領域研究「法と人間科学」大シンポジウム [東京商工会議所]
３月２３～２５日	日本発達心理学会　第 24 回大会
３月３日	模擬裁判 [秋田]
６月２６～２９日	The Society for Applied Research in Memory & Cognition (SARMAC) [Rotterdam, Netherland]

お知らせ

第 2 回 実務家研修開催

コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：「情報収集アプローチ」の基礎

■ 日時：2012 年 9 月 14 日 13:00～17:00
■ 会場：専修大学・生田キャンパス 978 教室

講師　高木光太郎（青山学院大学 教授）
　　仲　真紀子（北海道大学 教授）

知的障害者などコミュニケーションがあまり得意ではないコミュニケーション弱者が被疑者となった場合、取り調べはどのように進めれば良いだろうか？
研究成果を踏まえて、コミュニケーション弱者の供述特性を理解するための会話分析演習と「情報収集アプローチ」による被疑者面接の演習を行います。

※参加者の募集は既に締め切らせて頂きました。

「法と人間科学」シンポジウム開催

「法と人間科学」領域内シンポジウム（公開）

■ 日時：2012 年 10 月 19 日
■ 会場：青山学院大学・青山キャンパス 17 号館 4 階 17406 教室

「法と人間科学」大シンポジウム

■ 日時：2013 年 1 月 12 日 13:00～15:00
■ 会場：東京商工会議所・国際会議場

詳しい内容は決まり次第、ホームページに掲載致します。

編集後記

総括班

時の流れは速いもので、ニューズレター第２号を発行する運びとなりました。第２号では、今年度加わった８つの公募班の紹介、６月に行われた実務家研修の報告、そして各班からのレポートと、様々な内容をお伝えする事ができ、昨年度から始まった「法と人間科学」のプロジェクトが、着々と前進していると感じます。今年度の 10 月と 1 月には、本領域初のシンポジウムを企画しております。情報交流の場として実りあるものにしたいと考えておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。（事務局・佐々木）

北大・大野池の蓮（7 月撮影）